

1 議案名

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則について

2 制定理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、教育職員免許法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

3 関係法令

教育職員免許法（昭和24年法律第百四十七号）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）

教 職 員 課



## 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則について

教職員課

### 1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

### 2 改正の内容

免許状の授与を受ける場合の出願書類である宣誓書の様式を改めることとした。

### 3 施行期日

令和元年12月14日（教育職員免許法の一部改正の施行の日）

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課（室）名 教職員課</p>
	<p>担当者名 市丸 麻記</p>
	<p>電話番号 三一二八</p>
<p>提案理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、教育職員免許法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 免許状の授与を受ける場合の出願書類である宣誓書の様式を改めることとした。 二 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。 三 この規則の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法令等 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号） 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のよう  
に改正する。

様式第三号を次のように改める。



様式第3号(第2条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを  
宣誓します。

年 月 日

氏 名 印

備考 教育職員免許法第5条第1項(抜すい)

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当  
該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の  
日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力  
で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員免許に関する規則に基づいて提出されている様式第三号は、改正後の教育職員免許に関する規則の相当規定により提出されたものとみなす。

改正案

現行

様式第3号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

宣 誓 書

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを  
宣誓します。

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを  
宣誓します。

年 月 日

年 月 日

氏 名

氏 名

印

備考 教育職員免許法第5条第1項（抜すい）

備考 教育職員免許法第5条第1項（抜すい）

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当

第4号 禁固以上の刑に処せられた者

該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の

該失効の日から3年を経過しない者

日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

日から3年を経過しない者

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力  
で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



改 正 案	現 行
<p>(授与)</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>四、六 (略)</p> <p>2、7 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。</p> <p>一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(授与)</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>五、七 (略)</p> <p>2、7 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。</p> <p>一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

5

<p>(通知)</p> <p>第十四条 所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。</p> <p>一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号若しくは第六号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。</p>	<p>(通知)</p> <p>第十四条 所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。</p> <p>一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。</p>
--	--

6

